

取引基本契約条項

カケハシフードトラック 代表 一條友樹（以下「甲」という）と取引基本契約（以下「本契約」という）を結ぶ、キッチンカー事業者（以下、「乙」という）は、以下のすべての取引基本契約条項について承諾する。なお、本契約は、乙が甲に対して締結申し込みをし、その申し込みが甲に到達した時点で成立する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、第2条における業務範囲において、乙の出店営業の支援をする。

第2条（業務範囲）

この基本契約に定める業務内容は、以下のとおりとする。

- ①出店物件の仲介及び出店期間の調整並びに必要事項の連絡
- ②消費者及び出店物件使用権原保有者（出店する不動産についての所有権又は何らかの使用権原を持つ者。以下同じ。）からの苦情及び相談の受付
- ③現場管理における指導及び相談受

第3条（個別契約）

本契約は、甲乙間に締結される個別契約に特約がない限り、甲乙間のすべての個別契約に適用される。

- 2 本契約に基づき、乙が甲の仲介した出店物件及び出店期間等における出店営業の取引契約を個別契約と呼ぶ。個別契約は、甲のホームページに記載された出店物件（場所及び区画）、出店期間、出店料、その他の出店条件についての出店営業案件について、乙が甲に対し、LINE等の電磁的伝達方法にて申し込み、その申し込みが甲に到達したことをもって成立する。
- 3 前項の乙から甲に対する出店営業案件についての申し込みは、原則毎月10日に翌月の出店希望を申請するものとする。個別契約が成立次第、甲は出店物件使用権原保有者と必要事項を調整し、乙へ連絡する。
- 4 甲又は乙は、必要があるときは個別契約の内容の変更及び追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、対応する。
- 5 乙からの申し出による個別契約の解除は、出店開始予定日の前日の正午まで可能とし、その申し出によるキャンセル料は各場所の条件に従うものとする。なお、出店開始予定日の前日の正午を過ぎてからの個別契約の解除の申し出については、甲乙間において別途協議の上、対処方法及びキャンセル料について定めるものとする。

第4条（個別契約における営業行為の運営）

乙は、前条の個別契約における出店営業において、必要な許認可を取得し、法律を遵守して営業することを約束する。また、緊急時を除いて、乙が出店物件使用権原保有者に連絡または確認を取る必要があるときは、必ず甲を通して連絡をすることとする。

- 2 乙は、前条の個別契約における出店営業において、出店物件使用権原保有者又は第三者に対して以下の事項が該当した場合は、速やかに甲及び出店物件使用権原保有者に連絡し、指示に従い、必要な対処に努めるものとする。また、当該事項によって損害賠償の責任が生じるときは、その責任は乙が負うものとする。
 - ①ケガ、事故（人身及び物損）、火災が生じたとき。
 - ②食中毒が生じたとき。
 - ③その他重大な事態が生じたとき。

3 乙は、以下の事項を遵守する。

- ①開店準備及び片付けの時間を除き、店舗の開店時間外に営業しないこと。
- ②出店営業によって生じたごみ及び汚れについては、責任をもって処理をし、出店営業前の現状に復帰させること。
- ③飲酒をしないこと。また、喫煙は指定された場所でのみですること。

第5条 (売上金額の申告及び支払い等)

第3条の各個別契約による出店営業の完了後、乙は、当該出店営業において得た売上金額を甲に申告し、各個別契約に基づいて定めた出店料の支払いの必要が生じている場合は当該出店料に相当する金銭を、出店物件使用権原保有者に支払う。支払いの方法は、出店物件使用権原保有者の指定の方法による。

2 第3条の各個別契約による出店の完了後、乙は出店場所に定められた金額を仲介手数料として甲に支払うものとする。また支払いが完了した場合は、その事実を甲に連絡すること。支払いの方法は、現金又は振込入金又は電子決済のうちから乙が選択することができる。

第6条 (店舗情報の掲載)

乙は甲が運営するホームページ上に屋号、キッチンカーの外観、提供する料理の写真、主な拠点、主な料理名を掲載することを了承するものとする。なおここに個人情報などを記載することをしない。

第7条 (善管注意義務)

乙は、本契約及び個別契約並びに出店物件使用権原保有者からの指示等に基づき、善良なる管理者の注意をもって、出店営業を遂行するものとする。

第8条 (個人情報の保護)

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た個人情報の一切を、当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前に所有していたもの
- ②他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ③正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの
- ④出店申請に必要な場合

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

第9条 (不可抗力による危険負担)

天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、個別契約の履行の不能が生じたときは、当該個別契約は成立前に遡って、個別契約が成立しなかったものとする。

第10条 (契約解除)

甲又は乙に次の事由が生じたときは、該当した当事者は当然に期限の利益を失い、直ちに精算をして、債務が生じている場合はそれら全額を支払わなければならない。

- ①個別契約の無断解除、売上金額又は事故等についての虚偽の申告、または無申告、その他信義則に照らして、相手方の一方の信用または誠意を著しく棄損した行為があったと認められるとき。

②本契約及びこれに基づく約定に違反したとき。

- 2 甲又は乙は、相手方に前項各号に定める事由が発生した時は、何らの催告を要せず、一方的に通知することで、直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。その際、当該事由によって損害が生じている場合は、その事由を発生させた原因を持つ方が賠償の責任を負う。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の成立日（乙から甲に対して本契約の締結申し込みをし、その申し込みが甲に到達した日）より満1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 前項に基づく解約については、甲及び乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第13条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

その他特記事項

乙は、以下の事項について誓約する。

- 1 暴力団及び反社会勢力とは一切の関係がないこと。

以上